

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成27年5月20日)

- 戦略的広報の推進状況について 1
(警務部広報県民課)
- 鳥取県における安全・安心に関する協定の締結について 2
(交通部交通企画課)
(生活安全部生活安全企画課)
- 鳥取県道路交通法施行細則の一部改正に伴うタンDEM自転車の走行について
..... 3
(交通部交通企画課)



戦略的広報の推進状況について

平成27年5月20日
警 察 本 部
(警務部広報県民課)

戦略的広報の一環として、下記のとおり各種施策を推進しているので報告する。

記

1 戦略的広報の概要

高齢者を狙った特殊詐欺被害の深刻化、ストーカー・DV事案の凶悪犯罪への発展、児童虐待、インターネットの普及による少年が被害者となる犯罪の顕著化、国際テロの深刻化、危険ドラッグの社会への蔓延、自然災害等への事態対処、組織犯罪の巧妙化等の新たな情勢が次々と台頭し、被疑者の検挙に加え、特殊詐欺等を始めとした現在の犯罪情勢の的確な広報による効果的な情報発信が一層重要となっていることから、幅広い県民層に向けた戦略的広報を推進する。

2 けいさつ春祭りの開催

(1) 日時・場所

4月18日(土) 鳥取市尚徳町101-5 とりぎん文化会館

(2) 来場者数

約1,000人

(3) 内容

- 警察音楽隊スプリングコンサート
- 犯人制圧・警護のデモンストレーション
- 警察犬「カリンとフーガ」による実演
- 鑑識活動、110番通報、交通安全シミュレーターなどの体験コーナー
- 採用相談コーナー
- 災害派遣の活動写真等の展示コーナー 等

(4) 反響

- とても企画が練られていてよかった。
- 警察犬「カリンとフーガ」が可愛かったのでまた見たい。
- 本格的な演奏で多くの感動をいただいた。



けいさつ春祭りの状況

3 鳥取県出身女優「松本若菜」さんを1日警察署長に委嘱した広報活動の推進

(1) 委嘱日

5月12日(火)

(2) 1日警察署長に委嘱した者

鳥取県米子市出身

女優 松本 若菜 (まつもと わかな) 31歳

(3) 活動内容

- 交通安全広報
- 事態対処訓練
- 交通安全教室
- 女性警察職員に対するエール

(4) その他

上記(3)記載の活動内容のほか、警察官募集・交通安全・特殊詐欺に関するポスターへの利用、動画によるホームページへの掲載等も予定している。



松本若菜さん

鳥取県における安全・安心に関する協定の締結について

平成27年5月20日
警察本部
(交通部交通企画課)
(生活安全部生活安全企画課)

鳥取県における安全・安心に関する協定を締結したので、下記のとおり報告する。
記

1 概要・目的

鳥取県では、高齢者が当事者となる交通死亡事故、特殊詐欺等の犯罪被害、行方不明・徘徊事案などが発生しており、高齢者に対する被害等防止のための総合対策が喫緊の課題となっている。

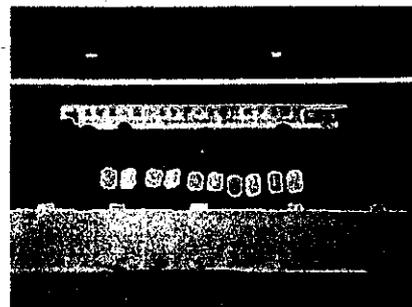
このような現状から、官民一体となり、連携・協力して対策を推進していくことが重要であるとの認識のもと、平成26年9月24日に県東部の郵便局と県警察が安全・安心に関する協定を締結して、高齢者対策を推進していたところであるが、県中・西部地区の郵便局に対しても協定締結に向けた働きかけを行い、この度、鳥取県全域を対象とした協定を締結したものの。

2 協定の締結日時・場所

- 4月22日(水) 午後2時から
- 警察本部 5階大会議室

3 協定者

- 日本郵便株式会社因幡地区連絡会内各郵便局
(県内東部の郵便局55局)
- 日本郵便株式会社伯耆地区連絡会内各郵便局
(県内中西部の郵便局88局)
- 日本郵便株式会社鳥取ブロック内郵便局
(鳥取中央・倉吉・米子・境港の4局)
- 鳥取県警察本部交通部・生活安全部



【協定締結式の状況】

4 協定による具体的な活動

(1) 高齢者等に対する交通安全意識広報啓発活動

- 郵便局窓口における高齢者への交通安全の呼びかけやチラシ類の配布、掲示、備え付けを実施する。
- 郵便集配業務中に高齢者宅へ赴いた際の声掛け、チラシ類の配布、集配中における高齢者への交通安全の呼びかけ等を実施する。



【訪問時の声掛け状況】

(2) 特殊詐欺、侵入盗等に対する犯罪被害の抑止及び通報協力

- 通常の業務を通じて、高齢者に対する特殊詐欺被害防止の声掛けや郵便局窓口へのチラシ類を掲示する。
- 郵便集配業務等屋外での活動において、不審者を発見又は情報を入手した際、警察への即時通報を行う。

(3) 行方不明者の発見保護及び通報協力

- 通常の業務を通じて、手配された行方不明者、徘徊者の発見保護及び警察への通報を行う。



【感謝状の贈呈状況】

5 東部地域協定締結による効果事例

- 特殊詐欺被害に対する協力依頼により、豊実郵便局において水際阻止された。
- 年金支給日における反射材、チラシ配布による交通安全及び特殊詐欺被害防止への意識啓発がなされた。

鳥取県道路交通法施行細則の一部改正に伴うタンデム自転車の走行について

平成27年5月20日
警察本部
(交通部交通企画課)

鳥取県道路交通法施行細則の一部改正によりタンデム自転車の一部道路の走行が可能となったので、下記のとおり報告する。

記

1 改正の内容

○ 軽車両の乗車人員の制限の緩和

タンデム自転車の2人乗り走行ができるよう、軽車両の乗車人員の制限を緩和したもの。

※注 タンデム自転車・・・2つの乗車装置及びペダルが前後に並んだ構造を有する自転車

○ 走行可能とする道路（区間）

- ・ 一般県道鳥取河原自転車道線（因幡自転車道）のうち指定した区間
鳥取市江津地内から鳥取市国安地内までの間（約8.6km）～図面①参照
- ・ 一般県道倉吉東郷自転車道線（伯耆自転車道）のうち指定した区間
倉吉市伊木地内から東伯郡湯梨浜町はわい長瀬地内までの間（約5.4km）
～図面②参照

○ 運転者の年齢制限

16歳以上であること。

2 施行に伴う広報活動

○ 広報媒体を活用した広報

- ・ 鳥取県警ホームページへ掲載した。
- ・ 県政だより（5月号）へ掲載した。
- ・ 交番広報紙の掲示、配付等

○ 報道機関に対する展示及び試乗

4月27日（月）午後2時から、布勢陸上競技場第2駐車場において、タンデム自転車の走行について県民に広報するため、報道機関等に対してタンデム自転車の展示と試乗を実施した。



3 公布・施行日

- (1) 平成27年3月30日（月）公布日
- (2) 平成27年4月29日（水）施行日

鳥取

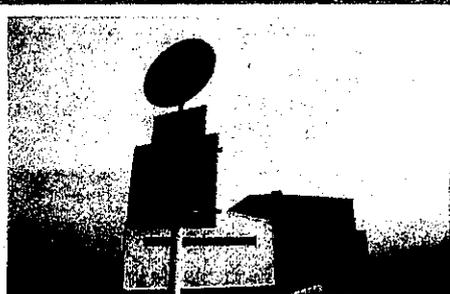
① 鳥取河原自転車道線の始点
浜坂1390-224付近

鳥取河原自転車道
(①~②約20.3キロ)

走行可能区間
A~B 約4.3キロ
C~D 約4.3キロ
(計約8.6キロ)



A 鳥取市江津970-21
走行検討区間開始地点



C 三洋製紙



D 鳥取市国安319-3
源太橋東詰手前
走行検討区間終点



B 鳥取市天神町64 古市橋

② 鳥取河原自転車道線の終点
鳥取市河原町片山地内

